



平成 30 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 オ ー ウ ェ ン ・ マ ホ ニ ー
(コード番号：3659 東証一部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 阿 部 康 二
電 話 番 号 03-6629-5318

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定ならびに本日開催の第16回定時株主総会決議に基づき、下記のとおり、株式報酬型ストック・オプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって発行する新株予約権についての具体的な内容を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当対象者

当社取締役	3名	1,090個
当社完全子会社取締役	1名	187個
当社完全子会社従業員	1名	51個
合計	5名	1,328個

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,328,000株とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の数

1,328個とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、1,000株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数につい

ても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個あたり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過するまでの期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員若しくは名誉会長、顧問等の委任関係にある者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 割当日

平成30年3月27日

(11) 新株予約権の行使の際に払込みを取り扱う銀行とその場所

株式会社三井住友銀行東京中央支店
(住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号)

(参考)

当社は、平成30年2月8日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議しております。平成30年4月1日（日曜日）の株式分割の効力発生と同時に、新株予約権の目的となる1株あたりの行使価額及び新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を以下のとおり調整いたします。

	行使価額	行使価額	新株予約権 1個あたりの 株式数	新株予約権 1個あたりの 株式数
	調整前	調整後	調整前	調整後
第14回新株予約権	0.001円	0.0005円	1,000株	2,000株

以 上